厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正の骨子

資料1-５

に関するパブリックコメント手続実施要領

１　目的

市街化調整区域を対象にした受益者分担金制度を創設するため、厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び同施行規則の一部を改正するものです。

つきましては、厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り反映するため、厚木市市民参加条例第６条第３項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

２　パブリックコメント手続の対象

厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正の骨子

３　パブリックコメント手続実施の周知方法

(1) 広報あつぎ（７月１日号）への掲載

(2) 厚木市ホームページへの掲載（７月１日から）

４　骨子の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で７月１日から７月31日まで配布及び閲覧を行います。

(1) 市役所第２庁舎14階　下水道総務課

(2) 市役所本庁舎１階市政情報コーナー

(3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(5) 保健福祉センター

(6) 中央図書館

(7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）

(8) 市ホームページ

５　意見等提出期間

令和元年７月１日（月）から７月31日（水）まで

※　郵送の場合は、７月31日の消印有効とします。

６　意見等提出資格

(1) 市内に居住する方

(2) 市内に通学し、又は通勤する方

(3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体

(4) 市に納税の義務がある方

７　意見等提出方法

意見等については、所定の用紙に記入の上、次の方法により提出するものとします。

(1) 持参する場合

ア　市役所第２庁舎14階　下水道総務課の窓口へ直接提出

イ　次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ｱ) 市役所本庁舎１階市政情報コーナー

(ｲ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ｳ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(ｴ) 保健福祉センター

(ｵ) 中央図書館

(ｶ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ６階）

(2) 郵送する場合

郵送先　〒243-8511

厚木市都市整備部下水道総務課下水道総務係宛て

(3) ファックスで送信する場合

ファックス番号　046-222-8749

(4) 電子メールで送信する場合

メールアドレス　5200@city.atsugi.kanagawa.jp

※　電子メールの件名「厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正の骨子に関するパブリックコメント意見」

８　意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木都市計画下水道事業受益者負担に関する条例等の一部改正に当たって参考とします。

なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市の考え方を、後日、「４　骨子の配布及び閲覧」に掲げた場所等で公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。